

公益社団法人

# 館山法人会報

▶ TATEYAMA HO-JIN KAIHOU ◀

## 法人会の「理念」

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である



鋸南町の水仙と桜

## 主な内容

- 新年のご挨拶 ● 確定申告のお知らせ
- 令和6年度税制改正に関する提言 ● 納税表彰
- 理事会・委員会・部会の動き
- 全国青年の集い山形大会参加報告
- 確定申告はマイナンバーカード×e-Taxでさらに便利!
- 電子納税証明書(PDF)がスマホで請求&受取できる!
- 健康コーナー「隠れ脳梗塞」とは
- 新会員紹介 ● 今後の行事予定 ● 税務街頭広報

VOL.127

2024.1.15  
令和6年

 (公社)館山法人会員証

←法人税確定申告書提出の会員の方は、このシールを切り取り決算書の別表右下欄に貼付して提出して下さい。

# 謹賀新年

新春を迎え、会員の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。今私共を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況に置かれています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあつて、緩やかな回復が続くことが期待されるとしています。このような中、国は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を昨年11月に閣議決定をし、経済対策の5本の柱により、新しい資本主義の実現に向けた取組を図ろうとしています。この取り組みにより、この1年が、私ども中小企業にとって将来に向けて明るい展望が開ける希望の年になりますよう、お祈り申し上げます。館山法人会は、引き続き公益法人として、法人会の理念のもと、税務行政の推進、地域社会への貢献、会員企業の健全な発展への貢献に努めてまいりたいと存じます。本年もご指導ご支援をお願い申し上げます。



公益社団法人 館山法人会  
会長 本間 亨

令和六年 元旦

# あけましておめでとございませす

令和六年の年頭に当たり、館山法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は、本間会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政に對しまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことなどに伴い、経済活動が好転した一方で、円安や原料価格の高騰が続き、その影響も少なくはなかったかと思ひます。貴会の活動を振り返りますと、税務研修会の開催のほか、税を考ふる週間における街頭広報の絵はがきコンクールの実施など、税のオビニオンリーダーとして、様々な事業活動にご尽力いただきました。改めまして、積極的な活動に深く敬意を表します。このような皆様方の活動が更に盛り上がることを期待しております。さて、年が明けて、間もなく所得税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。確定申告につきましては、税務署に行かず、各種手続きができるように、スマートフォンやマイナンバーカードを利用した自宅からのe-Tax申告並びにキャッシュレス納付を強く推進しているところであり、会員の皆様におかれましても、これらの更なる普及に、一層のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。館山法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



館山税務署長 矢井田 直輝

令和六年 元旦

## 謹んで新春の寿をお慶び申し上げます

令和6年 元旦

### 公益社団法人 館山法人会

相談役	平田 哲平	常任理事	吉田 政紀	常任理事	栗原 保博	常任理事	篠寄 忠昭	常任理事	佐藤 広之
会長	本間 亨	"	平田 英雄	"	安田三喜夫	"	辰野 方哉	"	小畑 和美
副会長	鈴木 義康	"	飯田 彰一	"	望月 昇	"	鈴木 辰也	"	安田 憲史
"	秋山 準治	"	田原 智之	"	川名 陽一	"	鈴木 誠一	監事	鈴木 弘明
"	綱嶋 茂信	"	濱島 修	"	柴田 栄樹	"	小林 稔	"	刈込 浩一
"	清宮 和子	"	本橋 亮一	"	高梨 潔	"	柴田 一	"	伊豆倉和之
"	早川 光樹	"	角田眞一郎	"	齋藤 守彦	"	小沢 正順	"	
常任理事	友野 修	"	村井 智博	"	小原 将弘	"	川名 和好	"	
"	川名 光俊	"	小川 玉江	"	庄司 義則	"	若林 康弘	"	
"	島田 誠一	"	日暮 靖	"	落合 薫	"	押元 努	"	

### 館山税務署

署長	矢井田直輝
総務課長	松本 嘉英
法人課税第1部門官	川口 泰之
法人課税第2部門官	阿部 守充
法人課税第1部門官	目黒 智也

管理部  
電話課  
収入課  
管統徴統  
個人課  
個統資統

門官	日野 竜一
門官	高田 晃樹
門官	坂口 弘一
門官	鬼頭 郷平

### 千葉県税理士会館山支部

支部長	早野 喜良
副支部長	福原 基暢
"	相樂 行孝
"	外谷 勝視
"	川名 敏昭

# 申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。	館山税務署	館山市北条1164	【受付】 午前8時30分から午後4時まで  【相談】 午前9時から午後5時まで
お持ちいただくもの		案内図	
① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ② マイナンバーカード(※) ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。 ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・ 運転免許証等の身元確認書類 ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類			
入場整理券			
○ 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。 ○ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 ○ 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。 ○ 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。 是非、LINEによる事前発行をご利用ください。			
<b>オンラインで事前発行</b> LINE アプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。			
		友だち追加はこちらから！	

○ 申告書等の提出のみの場合は、館山税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

## 消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。  
 なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください！！  
 e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド  
 (税額の計算方法)



# 第39回法人会全国大会（群馬大会） 令和6年度税制改正に関する提言

令和5年10月18日（水）群馬県高崎市・高崎芸術劇場にて、全国約75万社の会員、41都道府県法人会連合会と440単位会による全国大会が開催され、本会からは正副会長が出席しました。

約1,500名参加の大会議事において「令和6年度 税制改正に関する提言」が決議されました。

<b>大会</b> プログラム	<b>第1部 講演会</b> 「好機到来」 前橋工科大学理事長、日本通信株式会社 代表取締役社長 福田 尚久氏
	<b>第2部 大会式典</b> 表彰受彰会紹介／令和6年度税制改正の提言報告／青年部会による租税教育活動の報告ほか
	<b>第3部 懇親会</b>



全法連小林会長のあいさつ



正副会長

## 令和6年度 税制改正に関する提言（要約）

### 《基本的な課題》

#### I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

#### 1. 財政健全化に向けて

- ・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市

場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

## 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
  - ・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
  - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
  - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
  - (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
  - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。
  - (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

## 3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
  - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
  - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
  - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

## 4. マイナンバー制度について

- ・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

## 5. 今後の税制改革のあり方

### II. 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済と雇用の担い手だけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。
- (1) 法人税率の軽減措置  
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
  - (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置  
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。  
①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

## 2. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

## 3. 消費税への対応

・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者には混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

## Ⅲ. 地方のあり方

・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## Ⅳ. 震災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援

- を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

## V. その他

### 1. 納税環境の整備

### 2. 環境問題への対応

### 3. 租税教育の充実

#### 《税目別の具体的課題》

### 1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
  - ①役員給与は損金算入とすべき
  - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

### 2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
  - ①基幹税としての財源調達機能の回復
  - ②各種控除制度の見直し
  - ③個人住民税の均等割
- (2) 少子化対策

### 3. 相続税・贈与税関係

- (1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和2年2.73）にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。  
また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

### 4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し  
令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。  
また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。
  - ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
  - ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
  - ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
  - ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
  - ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止  
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

### 5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 森林環境税  
令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。
- (3) 電子申告

税を考える週間行事

## 令和五年度納税表彰式

納税功勞で個人9名、1団体が受賞

### 租税教育の一環

小学生の税に関する書写作品展

管内24校1,666人が応募

優秀作品は館山駅市民ギャラリー、

イオン鴨川・イオンタウン館山に展示

中学生の「税についての作文」、  
税に関する高校生の作文

## おめでとうございます

税を考える週間（11月11日から11月17日まで）の主要行事である「令和五年度納税表彰式」が11月17日に県・市・税理士会ほか来賓を迎え、館山税務署、館山法人会、館山青色申告会、館山間税会、館山税務署管内納税貯蓄組合連合会、県酒造組合、県卸酒販組合、館山小売酒販組合、安房地域租税教育推進協議会の九団体共催により、館山市夕日海岸昇鶴で行われました。表彰式では、館山税務署長から長年にわたる納税功勞が評価され、個人12名と1団体に表彰状及び感謝状が贈られました。この後、納税功勞による東京国税局長表彰1名の披露が行われました。

次いで、租税教育関連の表彰として「小学生の税に関する書写作品」や本会が支援している館山税務署管内納税貯蓄組合連合会主催の「中学生による税の作文」について、優秀者に表彰状と記念品が贈られ、最後に中学生による税をテーマにした作文の優秀作品の朗読が行われ終了しました。

終了後、相互理解を深める懇親会を行い散会しました。

中学生の「税についての作文」

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞

### 『税金でつながる』

南房総市立三芳中学校 第三学年 小宮 沙紀

「税金」と聞くと、どのようなことを思い浮かべるだろうか。私は正直、あまり良いイメージをもっていなかった。例えば消費税。本を買う時、飲み物を買う時、物を買ったと税がつく。この税金たちはどこにいくのだろう。私は興味をもった。

私は、学校の中で好きな場所がある。ピアノのあるランチルームと図書室だ。この二つも税金と深い関わりがあるのだそう。私は、小さい頃からピアノが好きで、よく弾いていた。私の学校ではランチルームのピアノが開放されていて、私は今でもよく弾きに行っている。私は学校で友達とピアノを弾く時間が好きだ。同じ音を共有しているみたいでとても楽しい。

ふと私は考えた。このピアノはどこから来ているのだろうか。ピアノは高いと聞いたことがある。そんなお金が学校にあるのだろうか。疑問に思ったことを先生に尋ねてみた。すると、驚きの答えが返ってきた。なんと、税金が使われているのだという。

こんな身近なものに税が使われているのだ。税金の嫌なイメージがすっかりと晴れた。私の大好きな時間は税金によって、創られているんだ。私は、ピアノによって、税金を納めてくれているこの国の誰かとつながっているんだ。そう思い、私は税金のありがたみを感じた。

他にも、学校にはたくさん税金が使われている。図書室の本も税金で買われたものなのだろう。様々なジャンルの本がそろっていて、心の落ちつく空間。この部屋も、税金によって創られたもの。そう考えると、普段読んでいる本より数倍の重みを感じる。たくさん人の努力や苦勞のかけらが集まってできた本。大事に使うべきだと思っ

た。自分の生活を見てみると、税金によってたくさん支えられていることがわかった。道路や学校、病院で診療を受けることだって三百円で済むのは税金があるからだ。三百円で済むのは、私だけではない。市内の子は全員

その対象。つまり、たくさん税金が関わっている。よく考えると、私の両親も公務員だから、給料は税金から出ていることになる。私の生活には税が不可欠なのだ。

税は、私達の身の回りのたくさん物のようになって活きていることがわかった。でも私は、そのことを知らずに勝手に嫌なイメージも持っていた。だからこそ、私は税金のこと、使い道を理解することが大事なのだと思う。他人事だと思わず知ること。税金について、学び理解すること。これらをする、税金の必要性がわかってくる。

私は最近、買い物をするとき、この消費税はどんなことに使われるのかと想像するようになった。自分の知らない誰かの役に立っているといいなと思う。私達は税を納めることによってつながれる。その税金が使った誰かと私の「心の輪」になる。みんなの未来のために、まずは消費税から納めよう。



\*\*\*\*\* 受賞者名簿 \*\*\*\*\*

**館山税務署長表彰**

**(税務功労)**  
 石井利明  
 (一般社団法人館山青色申告会 理事)  
 糟谷次男  
 (一般社団法人館山青色申告会 理事)  
 小原将弘  
 (公益社団法人館山法人会 常任理事)  
 庄司義則  
 (公益社団法人館山法人会 常任理事)  
 宮本昌良  
 (一般社団法人館山青色申告会 監事)

**館山税務署長感謝状**

**(税務功労)**  
 小林 稔  
 (公益社団法人館山法人会 常任理事)  
 佐野左内  
 (一般社団法人館山青色申告会 理事)  
 鈴木利恵  
 (公益社団法人館山法人会 常任理事)  
 福原健太郎  
 (公益社団法人館山法人会 青年部長)

**(租税教育推進校)**  
 鋸南町立鋸南中学校

—ご披露—

**財務大臣表彰**

**(租税教育)**  
 三幣貞夫  
 (南房総市教育長)

**東京国税局長表彰**

**(税務功労)**  
 鈴木義康  
 (公益社団法人館山法人会 副会長)

**小学生の「税に関する書写作品」表彰**

主催：館山税務署  
 後援：公益社団法人館山法人会  
 一般社団法人館山青色申告会  
**【最優秀賞】**  
 神作 英希 南房総市立三芳小学校 (1年)  
 大胡 美翔 鋸南町立鋸南小学校 (2年)  
 神作 咲良 南房総市立三芳小学校 (3年)  
 鈴木 かほ 南房総市立千倉小学校 (4年)  
 澤 侑璃 南房総市立三芳小学校 (5年)  
 早島 空太 南房総市立富浦小学校 (6年)

**中学生の「税についての作文」表彰**

主催 全国納税貯蓄組合連合会・  
 館山税務署管内納税貯蓄組合連合会・  
 国税庁  
**【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞】**  
 小宮 沙紀 南房総市立三芳中学校 (3年)  
**【千葉県納税貯蓄組合総連合会 優秀賞】**  
 鈴木 沙菜 南房総市立白浜中学校 (3年)  
**【館山税務署管内  
 納税貯蓄組合連合会 会長賞】**  
 石塚 光 鴨川市立鴨川中学校 (3年)  
 堤 美憂 南房総市立富浦中学校 (3年)

**【館山税務署長賞】**

尾高 由真 鴨川市立鴨川中学校 (3年)  
 田中 月乃 南房総市立千倉中学校 (3年)

**【千葉県館山県税事務所長賞】**

山田 悠生 鴨川市立鴨川中学校 (3年)

**【市町長賞】**

**館山市長賞**  
 中田 海音 館山市立第一中学校 (3年)  
 小原葉理佳 館山市立房南中学校 (3年)

**鴨川市長賞**

野村 育未 鴨川市立鴨川中学校 (3年)  
 佐藤 莓衣 鴨川市立長狭中学校 (3年)  
 松本 陽依 鴨川市立安房東中学校 (3年)

**南房総市長賞**

岩崎桜之進 南房総市立富浦中学校 (3年)  
 岡田 莓実 南房総市立三芳中学校 (3年)  
 真田 湮暖 南房総市立白浜中学校 (3年)

**鋸南町長賞**

高木 莓依 鋸南町立鋸南中学校 (3年)

**【一般社団法人 館山青色申告会 会長賞】**

山川 瑛哉 南房総市立嶺南中学校 (3年)

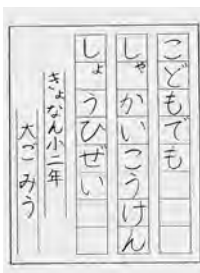
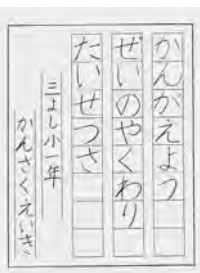
**【公益社団法人 館山法人会 会長賞】**

押本りり花 館山市立房南中学校 (3年)



署長表彰受賞者

**【最優秀賞】**



南房総市三芳小学校 1年 神作 英希      鋸南町鋸南小学校 2年 大胡 美翔      南房総市三芳小学校 3年 神作 咲良      南房総市千倉小学校 4年 鈴木 かほ      南房総市三芳小学校 5年 澤 侑璃      南房総市富浦小学校 6年 早島 空太

# 秋の支部ゼミナールの動き

署長卓話「酒類業界を巡る状況と国税庁の取組」  
 税務研修「電子帳簿保存法のポイントについて」

## 法人会の福利厚生制度

20支部4会場で187名が参加

秋の恒例行事「支部ゼミナール」が館山税務署の協力を得て、20支部が4会場で開催され、延べ187名が参加しました。担当地区支部長のあいさつに続き、矢井田直輝署長が、e-Taxやキャッシュレス納付の利用促進のお願いしながらの挨拶。そして研修会へ、初めは矢井田署長による「酒類業界を巡る状況と国税庁の取組」。

各地の税務署、東京国税局などで、主に酒税を担当していた経験から、酒類業界を巡る現状と国税庁の取組について解説。まず、酒類業界の状況として酒類課税移転出量の推移、成人一人当たり酒類消費量の推移、飲酒習慣のある者の割合などデータを示しての解説。酒類行政の基本的方向性として主に産業振興の観点から最近の日本産酒類の輸出動向、お酒の地理的表示、日本ワインなど具体的な例を出

## 支部ゼミナール 会議次第

- 1 開会
- 2 支部長あいさつ
- 3 矢井田直輝税務署長あいさつ
- 4 税務署職員の紹介
- 5 研修会  
講師  
矢井田直輝税務署長  
川口泰之法1統括官  
目黒智也調査官
- 6 法人会の福利厚生事業について
- 7 事務局からの連絡事項
- 8 閉会  
終了後 税務署幹部を交えて  
意見交換会



鴨川6支部合同ゼミ  
小原将弘支部長あいさつ



丸山・白浜・千倉・和田支部合同ゼミ  
栗原保博支部長あいさつ

しての解説していただきました。次に川口泰之統括官が電子帳簿保存法のポイントを説明。令和6年1月1日から対応が求められる「電子帳簿等保存制度」。

制度の概要、電子帳簿等の保存要件、スキャナ保存、電子取引データ保存など「電子

帳簿等保存制度の概要」を解説。そもそもどんな制度で、具体的に何が便利になるのかな等を解説。その後、電子帳簿等の保存、スキャナ保存、電子取引データ保存の実務面をわかりやすく解説していただきました。

研修会に続いて、法人会と提携している保険各社による各種保険の内容説明、事務局から会員増強のお願い等の連絡事項のあと、税務署幹部を囲んで和気あいあいの意見交換を行いました。講師のみなさんありがとうございました。各支部の役員・会員の皆さんご苦労様でした。

●11月7日(火)	丸山・白浜・千倉・和田支部 支部長 魚拓 栗原保博 若林 康弘 川きん 支部長 若林 康弘 鈴木 辰也 飯田 保博 義一 支部長 庄司 義一	●11月10日(金)	鴨川中央・鴨川南・鴨川北・江見・長狭・天津小湊支部 支部長 鴨川ユニバーズホテル 小原 将弘 田原 智之 篠原 智昭 川名 和好 落合 薫 齋藤 守彦	●12月7日(水)	長須賀・北条第1・第2・第3・館山・那古船形三芳・富浦支部 館山商工会議所 支部長 本橋 亮一 望月 昇一 川名 光俊 小林 稔 吉田 政紀 安田 三喜夫 高梨 潔
参加者 32名		参加者 61名		参加者 30名	



長須賀、北条第1・第2・第3、館山、那古船形三芳、富浦支部合同ゼミ  
本橋亮一支部長あいさつ



富山・勝山・保田支部合同ゼミ  
若林康弘支部長あいさつ

# 理事会

## 委員会

# 部会

## の動き

### 理事会等

#### ◎第3回理事会

9月6日(水)

鴨川ユニバースホテル

- ・令和5年度事業の執行状況について
- ・令和5年度会員増強運動の実施について
- ・支部ゼミ懇談会の開催について

出席者 30名



第3回理事会 9月6日

◎法人会福利厚生制度推進連絡協議会  
9月6日開催の理事会開会前、法人会と提携している保険会社3社(大同

生命保険・AIG損害保険・アフラック生命保険)と各種保険の内容や加入状況の説明など、福利厚生事業の推進について協議

出席者 38名

### 税制委員会

「令和6年度税制改正に関する提言」の地元国会議員及び地方自治体に対する要望活動

11月9日(木)

要望先

国会議員 浜田靖一氏  
館山市長 森 正一氏  
館山市議会議長 太田 浩氏  
(要望先は全法連の指示による)

参加者 2名

### 広報委員会

会報編集会議

#### ◎第2回広報委員会

11月14日(火)

法青会館にて  
会報127号編集会議

出席者

9名



第2回広報委員会 11月14日

### 組織委員会

◎会員増強を図るため管内各金融機関を訪問し、協力を依頼

9月14日(木)

・千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行  
館山信用金庫

出席者

4名

#### ◎支部長・組織委員会

9月22日(金)

館山シーサイドホテル  
・会員増強について

出席者

18名

### 研修委員会



支部長・組織委員会 9月22日



研修広報委員会 9月28日

#### ◎研修広報委員会

9月28日(木)

法青会館にて  
・県法連研修委員会の報告について  
・研修旅行について

出席者

9名

# 青年部会

## ◎部会例会

11月1日(水)

法青会館

- ・今後の行事について
- ・会員増強について
- ・税務研修会

「酒類業界を巡る状況と国税庁の取組」

講師 矢井田直輝館山税務署長

出席者 17名



青年部会例会 11月1日

## ◎全法連「全国青年の集い」山形大会

11月9日(木) 11月10日(金)

やまぎん県民ホール、ホテルメトロポリタン山形

- ・租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞
- ・部長サミット
- ・会員交流分科会

# 女性部会

## ◎役員会(幹事以上)

8月30日(水)

夕日海岸昇鶴にて

- ・今後の行事予定について
- ・税務研修会

「酒類業界を巡る状況と国税庁の取組」

講師 矢井田直輝館山税務署長

出席者 36名

## ◎役員会(幹事以上)

12月6日(水)

鴨川ユニバースホテルにて



女性部会役員会 12月6日

- ・記念講演

「自らがリスクを取って挑戦する。だからこそ価値がある。」

講師 ヤマガタデザイン株式会社

代表取締役 山中 大介氏

参加者 7名

# 源泉研究部会

- ・今後の行事予定について
- ・会員増強について
- ・税務研修会

「電子帳簿保存法のポイント」

講師 川口泰之

館山税務署法人第1統括官

出席者 28名



源泉研究部会 10月26日

## ◎第1回税務研修会

10月26日(木)

夕日海岸昇鶴にて

- ・年末調整・法定調書について

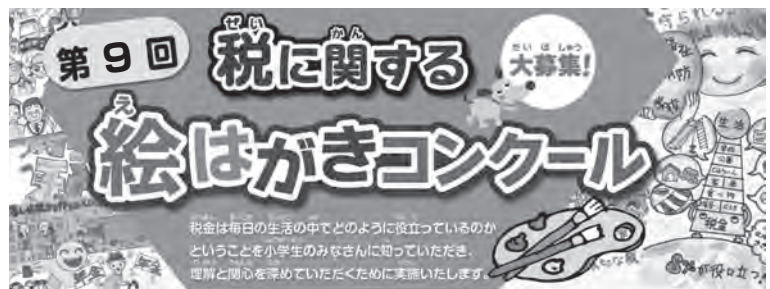
講師 川口法人第1部門統括官

日野管理運営部門統括官

堤法人第1事務官

出席者 18名

## 女性部会が主導 租税教育活動への取り組み



鋸南小学校、三芳小学校、千倉小学校で実施

おめでとうございます  
納税功労で受賞

〔東京国税局長表彰〕

鈴木 義康  
公益社団法人  
館山法人会  
副会長

# 法人会全国青年の集い 山形大会

為せば成る！ ～感謝と恩返し～の想いを胸に～

・やまぎん県民ホール・ホテルメトロポリタン山形



青年部会部会長  
昭和運送興業(株)  
安田 憲史

令和5年11月9日・10日「第37回法人会全国青年の集い 山形大会」が開催され、直前部会長の柴田一さん、平田英雄さん、川名展弘さん、若林康弘さん、鈴木誠一さん、黒川友美さんの7名にて参加して参りました。

大会スローガン「為せば成る！」

～感謝と恩返し～の想いを胸に～

山形県は恩返し民話発祥の地として、その民話を親から子へ、友人から繋いできた場所だからこそ感謝と恩返し～の精神が連綿と受け継がれてきており、「為せば成る」の教えのごとく、どの様な困難が待ち受けようともやり抜く気概をもって、それぞれの企業の発展、未来の子供たちの為に恩返しをするという願いを込め

てつくられたそうです。

法人会は納税意義の高揚と税知識の普及を目的とし、租税への理解、望ましい税制と財政の健全化を提言するとともに、各地で次世代を担う方々に税の仕組みや用途について考えて頂く機会を提供している事を相互確認いたしました。また、青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」「部会員増



強活動」「財政健全化のための健康教室プロジェクト」

これらの活動が長期にわたり新型コロナウイルス感染症拡大により中止や制限を余儀なくされましたが、税の本質でもある「思いやりのこころ」を醸成し続けたと言う思いから、各部会から知恵を出し合い、議論を行いました。

困難な状況でも前進する心を教えた山形県を代表する歴史的偉人「上杉鷹山公」が残した言葉「なせば成る、なさねばならぬ何事も成らぬは人のなさぬなりけり」、まさに「やればできる。何事もやらなければ成功しない。できないのはやろうとしないから」と言う言葉の通り、未来ある子供たちの為に為せば成るの精神で進化を遂げた活動を各ファンクションから学び得る事ができました。

本大会は、全国440単会が一堂に

集うことができる学びと友情

の場であり、その地域の歴史や文化に触れる事のできる唯一の機会です。山形には自然と共に育まれた「思いやりの精神」と、どの様な困難があろうとも決してあきらめずに行動する「忍耐強さ」が刻まれている。それはどの様な時代でも皆で支えあうという税の本質に通じるものが感じ取

れました。パンデミック、緊迫した世界情勢、様々な困難が立ちはたかると、「やればできる」のチャレンジ精神を改めて確認し、各地域に於いて山形からの想いを広く発信し、青年部会活動を更に活性化、発展させて行きたいと強く思いました。

## 大会スケジュール

【11月9日(木)】

- ◎租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞
- ◎部会長ウエルカムパーティー

【11月10日(金)】

- ◎部会長サミット ◎会員交流分科会
- ◎記念講演

「自らがリスクを取って挑戦する。だからこそ価値がある。」

講師 ヤマガタデザイン株式会社  
代表取締役 山中大介氏

- ◎大会式典
- ◎大懇親会
- ◎物産展

# 確定申告は

## マイナンバーカード×e-Tax

でさらに**便利!**

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

### 自動計算で確定申告書を作成!

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目!

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

### マイナポータル連携で自動入力

控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

マイナポータル連携について詳しくはこちら



## e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、  
**3人に2人が**  
e-Taxで申告しています!

税務署への持参  
不要



印刷・郵送代  
不要



添付書類  
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間  
24時間利用可能  
※メンテナンス時間を除きます



早期還付  
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

## ～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

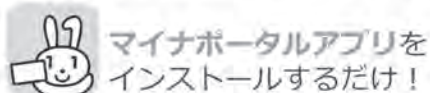
スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は  
ICカードリーダライタが不要です



次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード

+



マイナンバーカード  
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています

「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です



## ～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・ 医療費控除
  - ・ 住宅ローン控除
  - ・ マイナポータル連携
- など

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

さらに便利に!!

# 電子納税証明書(PDF)が スマホで請求&受取できる!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

## メリット ①

いつでもどこでも!

# スマホで 完結!

タブレットでも!



## メリット ②

# 手数料が お得!

1税目1年度あたり370円

※書面での請求の場合は、  
1税目1年度1枚あたり400円

## メリット ③

# 期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの  
印刷サービスを利用する場合には、  
別途手数料がかかります。


ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の  
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。  
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



詳しい手続きの仕方はこちらから

読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>

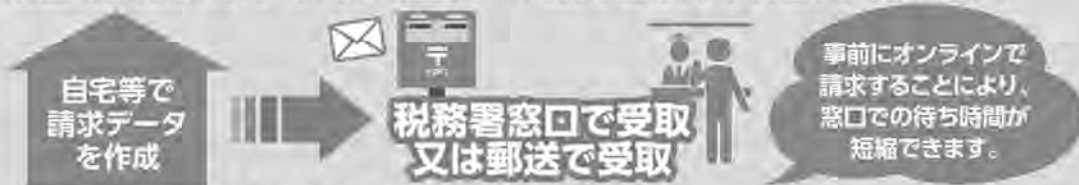
 国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

その他、便利な請求&受取方法は裏面へ



# 他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



## .....オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合).....

### ① 自宅やオフィスで請求

- ▶ パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求(署名省略)」を選択し作成してください。  
(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



### ② 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



### ③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。  
1税目 1年度 1枚370円  
書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

### ④ 納税証明書の受取

## オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



- ※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。
- ※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

# 健康コーナー

## 「隠れ脳梗塞」とは

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

命取りになる怖い脳梗塞が特有の症状を表さない状態

今回の表題は近ごろテレビや雑誌などでぼつぼつ見かけけるようになりましたが、正体を見せないで、無症候性脳梗塞とか微小脳梗塞とも呼ばれています。

脳梗塞とは脳の血管が細くなったリ、脳に血栓ができて詰まったりして、血液が流れにくくなる病気です。血流が止まると酸素や栄養素の補給がストップして、脳の組織が壊死していきます。

脳の血管がトラブルを起こす病気が総括して脳卒中と言いますが、血管が詰まるのが脳梗塞、血管が破れるのには脳出血とクモ膜下出血の二種類があります。脳卒中はかつて、日本人の死因のずっとトップを占めていました。癌が一位になった現在も年間死者数は約十一万二千人で、死因の四位に位置しています。

さて脳梗塞は血管の詰まり方に

よって三つのタイプに分類されます。

脳深部にある細い動脈が詰まるラクナ梗塞、頸部や脳表の太い血管に血栓ができるアテローム血栓性脳梗塞、心臓内に形成された血栓が脳の動脈に飛来する心原性脳塞栓症です。

脳梗塞発症の前触れとしては、呂律が回らなくなるほか、急に片方の手足がしびれる、片方の眼が見えなくなる、があります。前兆としてのしびれや麻痺は、どちらか片方の手足や眼に出るのが通常で、両方に出れば脳とは違う病気が多いのです。

### 「まだら認知症」であることも

隠れ脳梗塞は、前触れがほとんどなく、大半は脳ドッグなどでのMRI（磁気共鳴画像）検査で見つかっています。そして高血圧の持病のある中高年者に多いこと、三つのタイプではラクナ梗塞に集中していることを覚えておきましょう。

隠れ脳梗塞は高血圧と密接な関係にあるので、日常的にしつかりとした血圧管理が必要です。このほか不

整脈、糖尿病、高脂血症の人に多いというデータもあります。生活習慣では肥満者、アルコール好き、喫煙者は要注意ですからご用心を。

もう一つ、以前では考えられなかった病気との関連も浮上しています。皆さん、まだら認知症という言葉をご存じですか？ 同じ認知症でもアルツハイマー病とは違い、記憶力は低下しても理解力や判断力は衰えていない軽度の症状が特徴です。

ところが近年、この病気が隠れ脳梗塞のラクナ梗塞の患者に多いことが分かってきました。記憶力の低下にお悩みの方は、専門医の診察と検査を受けるよう、お勧めします。

### 黄信号の「一過性脳虚血発作」

次に脳梗塞と同じ症状が出ても、別の病気があることを追記します。

それは手足の麻痺など脳梗塞の症状が起きても、二十四時間以内に自然消失する一過性脳虚血発作（TIA）と呼ばれる病気です。麻痺が消えて治ったように見えても、二日以内に真正正銘の脳梗塞を引き起こす可能性の非常に高い危険な発作ですから、一刻も早く専門医の治療が必要です。前触れを超えて、赤信号の一步手前の黄信号と言えます。

この発作は頸部から脳内につながる中大脳動脈の領域で70%ほど起きています。そこで「顔、腕、言葉に異変を感じたら即刻、専門医の受診

を」と勧告されています。

TIAの要因は一に動脈硬化、二に不整脈だそうですから、日常的には血流を良くする食生活が望まれます。肥満にならないよう動物性脂肪を減らして野菜を多くし、運動を欠かさないと。タバコは厳禁です。

また医療側にとっても、TIAは時間との真剣勝負、とも言われているようです。発作があつてから、早ければ早いほど薬剤も含めて治療効果が高いからなのです。

ところが実際は、この早期治療が非常に難しいのです。なぜかと言うと、症状は30分以内に消えることが多いので、患者は受診を尻込みし、専門医のいない医療機関は病気でないと判断するようです。高血圧症の方は、緊急時に専門医の連絡先を複数用意しておきたいですね。

「筆者紹介」  
大谷克弥（おおたに・かつや）  
医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。



### 名誉会長 本間 明氏 ご逝去

当会名誉会長（元会長）、本間明氏が、去る令和5年8月24日にご逝去されました。  
平成27年7月から平成13年5月まで当会会長、平成13年5月より名誉会長として館山法人会の発展に貢献されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

# 新しく会員になられた皆さんです。 — よろしくお願ひします —

令和5年12月31日現在(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者	所在地	電話	業種
北条第2	(株) Rapport	新井 崇章	館山市水岡16-1	0470 (28) 4907	中古車販売
館山	(株) あおば	松本 益換	館山市館山872-1	0470 (23) 1218	福祉サービス
	(株) ゴールド	高木 光紀	館山市館山95-8	0470 (23) 8695	娯楽業
長須賀	(有) かとう住建	加藤 久夫	館山市長須賀448-7	0470 (30) 8366	建築業
那古船形三芳	農業生産法人田村農園(株)	田村 臣希	南房総市千代1	0470 (36) 2384	農業
	(有) 船形ディーゼル	石井 肇	館山市船形1295-55	0470 (27) 3185	小型船舶エンジン
富浦	(有) 佐久間組	佐久間 亨	南房総市富浦町南無谷2180	0470 (28) 4445	土木建設
富山	(株) HFC	原 利彦	南房総市平久里中598-1	0470 (58) 0204	建築業
	(株) KNT	青木 達郎	南房総市市部77	0470 (57) 3810	不動産賃貸業
	(株) Clover	川名 智明	南房総市市部759-1	0470 (29) 3515	訪問看護
千倉	(有) アワ	庄 司 貢	南房総市千倉町瀬戸1914	0470 (24) 1632	浄化槽保守点検
	山根建築(株)	山根 智一	南房総市千倉町川合758-6	0470 (44) 0205	建築業
	(株) One All	下羽 秀平	南房総市千倉町瀬戸2277-1	090 (4741) 4960	総合スポーツクラブ
丸山	(株) タマスマ	斉藤とし子	南房総市白子2698-106-1003	090 (4448) 7714	化学品・化粧品販売
	COASTER(株)	ギョレフィリップ	南房総市安馬谷218-1	080 (6505) 0956	飲食業
和田	(株) J1(ジェイワン)	松永 寿一	南房総市和田町仁我浦586-4	0470 (29) 7700	介護・整骨院・宿泊業
江見	(有) 中乃見家	上村 恵司	鴨川市大海9-8	04 (7094) 5550	サービス業
	(株) TREE	森 大輔	鴨川市宮52-1	080 (6032) 1284	小売業
鴨川中央	(株) 石井興業	石井 暁	鴨川市来秀97-1	04 (7093) 2129	建設業
	(株) 有海	長谷川伸也	鴨川市広場752-1(303)	04 (7096) 6411	介護事業
天津小湊	(有) アルファデザイン	麻生 久光	鴨川市天津701-1	04 (7094) 1177	ソフトウェア開発

## 法人会の動き

令和6年1月以降の当面の事業・予定

月 日	事業・会議	会 場
1.18 (木)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	鴨川市文化体育館
1.19 (金) ~20 (土)	生活習慣病健康診断 1日人間ドック	館山商工会館
1.23 (火)	館山税務懇話会例会	夕日海岸昇鶴
1.24 (水)	県法連・新年賀詞交歓会	ポートプラザちば
1.25 (木)	決算期別法人説明会	法青会館
2. 6 (火)	県法連・厚生委員会	ポートプラザちば
2. 7 (水)	青年部会チャリティーボーリング大会	館山ヤングボール
2. 8 (木)	女性部会研修旅行	明治座
2.14 (水)	全法連・令和6年税制セミナー	ハイアットリージェンシー東京
2.16 (金)	e-Taxによる確定申告の早期提出 館山税務懇話会(法人会会長ほか)	館山税務署
2.20 (火)	県青連協「千葉サミット」	ポートプラザちば
3. 8 (金)	県法連・事務局長会議	ポートプラザちば
未定(3月中)	県法連・総務委員会	ポートプラザちば
3.18 (月)	第4回理事会	夕日海岸昇鶴
4.18 (木)	全法連・女性フォーラム「広島大会」	広島グリーンアリーナ
4.22 (月)	第1回理事会	夕日海岸昇鶴
6. 7 (金)	第52回定時総会	夕日海岸昇鶴

## 税を考える週間で税務街頭広報

11月15日イオンタウン館山・16日にイオン鴨川で  
税を考える週間行事として税の意義をピーアール



- 国の財政と消費税の役割
- e-TAX、キャッシュレス納付
- 消費税の軽減税率制度
- 絵はがきコンクール、ティッシュの配布
- 館山税務署・法人会・青色申告会・間税会・納連が共同で実施



イオン鴨川



イオン館山

## インターネット で セミナー受講



館山法人会のホームページ(<http://www.tateyama-houjinkai.or.jp/>)から無料でセミナーがご覧いただけます。忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適で、映像と音声による本格的なセミナーです。勉強会（社内研修）や経営者の自己研鑽などにご活用ください。法人会会員の場合、会員専用IDとパスワードを入れてログインすれば、より多くのコンテンツが視聴できます。

お問い合わせは法人会事務局まで。(電話：0470-22-1389)

## 久しぶりの 役員親睦旅行

10月17日～18日、群馬県伊香保温泉に行ってきました。近代日本経済の父である渋沢栄一の記念館など見学してきました。



渋沢栄一記念館にて

### 【表紙】 鋸南町の水仙と頼朝桜

鋸南町は水仙の日本三大群生地の一つとして知られています。毎年12月中旬から2月上旬が見ごろで、同時期には水仙まつりも実施されます。歩いて見たい方は「江月水仙ロード」、車やバスでお越しの方は「佐久間ダム公園」、「くづれ水仙郷」がおすすめです。

また、佐久間ダム周辺では2月上旬から源頼朝の再興の土地にちなんだ頼朝桜（河津桜）が咲き始め、その後、ソメイヨシノ、シダレザクラ、ヤエザクラなど、桜を楽しむことができます。

(写真提供/松井啓悟)



## 編集後記

昨年11月、帝国データバンクによる2023年の「企業が選ぶ今年の漢字」が発表され、1位は変化や変革を表す「変」で、2位は「耐」、3位は「忍」だった。1位の「変」については「生活や働き方改革、人手不足、物価上昇など、世の中が急激に変化している」、「AIやDXなどによる時代の変化のスピードが早い」など、変化や変革の年ととらえる声が多く寄せられたようだ。

「変化・変革の1年」の先に来る今年が安定した平和で明るい1年でありますようお願いしています。

会	報	第127号
発行年月日	令和6年1月15日	
発行責任者	本間 亨	
編集責任者	日暮 靖	
発行者	(公社) 館山法人会	
電話	0470-22-1389	
FAX	0470-23-3195	